政 策 - 2 - (1) -

1.政策及び15年度重点施策等

政策	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信
15 年度 重点施策	検査マニュアル、事務ガイドラインの公表、金融行政の広報の充 実
参考指標	ホームページの充実状況

2.政策の目標等

	法定任務	円滑な金融等
	基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
_	重点目標	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

3.政策の内容

(検査マニュアルについて)

検査マニュアルの策定・改訂等を行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。

(事務ガイドラインについて)

法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、行政の統一的な運営を図るための法令解釈 や部内手続、業務の健全性に関する着眼点等について、事務ガイドラインの整備、見直 しを行った際には、金融庁のホームページ上に公表を行います。

(その他)

法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。)に基づく照会に迅速・的確に対応するとともに、行政指導等を行う際の留意点等の明確化等に取組むことにより、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を確立します。

4 . 現状分析及び外部要因

(検査マニュアルについて)

検査官の手引書である検査マニュアルを公表することにより、各金融機関には、自己 責任原則の下、検査マニュアルの趣旨を踏まえ、創意工夫を十分に活かし、それぞれの 規模・特性・金融機関の担う役割等に応じた規程等の自主的な作成が期待されています。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)において、「検査マニュアル別冊[中小企業融資編](以下「マニュアル別冊」という。)の内容を検査官に改めて周知するとともに、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透を図る。また、当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。」こととされました。

(事務ガイドラインについて)

事務ガイドラインは、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等を全面的に見直し、行政の統一的な運営を図るための法令解釈や部内手続、業務の健全性に関する着眼点等をとりまとめ、平成 10 年 6 月に公表したものです。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)において、各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令も含め監督上の対応を的確に行うこととされました。このため、「平成15年度中を目途に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定するとともにルールの明確化を図る。」こととされました。

(その他)

金融庁は、平成13年7月にノーアクションレター制度を導入し、具体的な取扱いを「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」(以下、「法令適用事前確認細則」という。)に定め、これまで適切に運用してきました。具体的には、法令適用事前確認細則に従い、手続の対象とならない照会や「回答を行わない事案」を除き、原則として、照会書を受領してから30日(補正に要した日数を除く)以内に、書面により回答を行うこととしています。

また、対日投資会議専門部会が平成 15 年 3 月に取りまとめた「対日投資促進プログラム」及び平成 16 年 3 月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」におい

て、各府省に対してノーアクションレター制度の一部見直しが求められました。

一方、先の通常国会(15年7月8日参議院財政金融委員会)において、当庁が行う行政指導のあり方について質問を受けたことを契機として、ルールに則った透明・公正な行政を一層推進するため、行政指導等を行う際の留意点の明確化等に取組むこととしました。

5.事務運営についての報告及び評価

(検査マニュアルについて)

(1)事務運営についての報告

マニュアル別冊の改訂にあたっては、平成 15 年 10 月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂検討会(PT)」を設置し、7回に及ぶ検討を行ったほか、借り手サイドを含め、幅広く意見を聴取(アンケート約 4,000 先、ヒアリング先約 250 先)しました。また、15 年 12 月 22 日から 16 年 1 月 21 日まで(1ヶ月間)の間、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂(案)について」に対するパブリックコメントを募集し、おおよそ 45 先から寄せられた 240 件の御意見等を踏まえ表現等の改善を行い、16 年 2 月 26 日に検査官宛通達として発出し、あわせて即日公表しました。

マニュアル別冊については、金融機関に対し、金融庁と金融機関団体との意見交換会の場において別冊の周知を図るとともに、財務局において金融機関向け説明会を40回(延べ989機関)にわたり実施したほか、借り手の中小企業にも周知徹底を図るために、別冊について解説したパンフレット・チラシの配布(各金融機関の店舗等への設置や地域再生タウンミーティングでの配布等) 政府広報の活用、 商工会議所・商工会等における説明会の開催等を実施しました。

他方、15 年 10 月にマニュアル別冊の改訂作業に伴い、ホームページの内容を図表を使うなどして、より借り手に分かりやすい内容に変更したほか、16 年 2 月の同別冊 改訂版の公表に伴い、その概要や借り手向けに作成したリーフレット等をホームページ上において、公表しました。

(2)評価

当庁からのアンケートやホームページ等を通じて行ったパブリックコメントといった情報発信等を通じて広くご意見等を募集した結果、より一層中小・零細企業の実態に即したマニュアル別冊の改訂が可能となりました。

また、別冊改訂案に対するパブリックコメントにおいて、日本商工会議所等の5団体から中小企業の実態に即した内容となっている等の評価が寄せられており、さらに、 改訂後においては、検査モニターを通じ、金融機関からマニュアル改訂に係る公表等 を評価する意見が、合計29件届いています。

このように、金融検査マニュアルはあくまでも検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものでありますが、これらの公表により、財務局を含めた金融行政全体の透明性の向上のみならず、金融機関やその借り手の金融検査に対する正しい認識を深め、金融機関等の自己責任に基づく経営を促すことに資するものと考えます。

(事務ガイドラインについて)

(1)事務運営についての報告

平成 15 事務年度においては、事務ガイドライン改正(30 件)及び、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下「監督指針」)の策定を行った際には、速やかに公表をすることによって、行政の透明性の確保に努めました。

(2)評価

事務ガイドラインや監督指針は、行政の統一的な運営を図るための法令解釈や部内手続、業務の健全性に関する着眼点等を定めたものですが、改正等の都度公表を行うことにより、財務局を含めた金融行政全体の透明性の向上のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促すことに資するものと考えます。

(その他)

(1)事務運営についての報告

平成 15 事務年度は、法令適用事前確認細則に基づく 9 件の照会があり、これに対して回答期間内に全て回答を行いました。そのうち、照会者からの希望に応じて公開を延期している 1 件を除き、回答後速やかに、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開しました。

また、平成 15 年 7 月及び平成 16 年 5 月には法令適用事前確認細則を改正し、照会に対する回答等の公開延期を希望する場合の取扱いを明確化するとともに、回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する等、規定を整備しました。

一方、行政指導等を行う際の留意点の明確化等にあたっては、外部専門家の意見も取り入れた検討を行い、平成 16 年 5 月に、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(以下、「監督指針」という。)及びその他各業態に係る事務ガイドラインに織り込むこととしました。

(2)評価

法令適用事前確認細則に則り、照会に対する的確な回答並びに迅速な照会内容及び回答内容の公表に努めた結果、平成 15 事務年度における回答実績が前事務年度より 5

件増加し、照会者のみならず、広く一般にも法令抵触の予見可能性が高まったと考えます。また、法令適用事前確認細則の改正により、照会者の利便性が向上したものと考えます。

一方、行政指導等を行う際の留意点等を監督指針や事務ガイドラインに明記したことにより、行政指導等のあり方に関する職員の自覚は一層高まるものと期待され、財務局も含めた金融行政全体として一層透明・公正な行政の推進に資するものと考えます。

6.今後の課題

(検査マニュアルについて)

マニュアル別冊については、引き続き周知を図っていく必要があります。また、今後とも、検査マニュアルの策定・改訂に当たっては、適切に情報発信していく必要があると考えます。

(事務ガイドラインについて)

事務ガイドラインの改正等を行った場合には、引き続き、速やかにその趣旨、内容を 公表することによって、行政の透明性を確保する必要があります。

(その他)

ノーアクションレター制度については、今後、更に金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想され、照会に対して引き続き適切に対応していく必要があります。

7. 当該施策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏ま え、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

金融行政の透明性の向上というのは、重点目標や基本目標といった、ひとつ上のランクのコンセプトではないかとの意見もありました。

9.注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、当庁からのアンケート、改訂の際のパブリックコメントや回答実績等を 参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

(検査マニュアルについて)

- ・金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)
- ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕
- ・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム
- ・金融検査マニュアル別冊に係るパブリックコメント結果
- ・検査モニター結果

(事務ガイドラインについて)

- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・各業態に係る事務ガイドライン

(その他)

- ・法令適用事前確認細則
- ・法令適用事前確認細則に基づく照会書
- ・照会に対する回答書
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・各業態に係る事務ガイドライン

10.担当課

検査局総務課

監督局総務課